

令和 8 年度三笠市地域おこし協力隊
特産品開発推進部門 特産品開発推進・販売促進業務
募集要項

令和 8 年 3 月 26 日制定

目次

1	募集部門・募集人数	2
2	募集期間・採用時期	2
3	主な任務の内容	2
4	募集対象	2
5	応募・選考・採用までのながれ	
	(1) 応募	3
	(2) 選考	3
	(3) 採用	4
6	活動条件等	
	(1) 委嘱・雇用関係・委託期間	4
	(2) 担当部署・活動拠点	4
	(3) 活動できない期間	5
	(4) 委託料	5
	(5) 退任・契約解除	5
	(6) 活動規律・兼業	5
	(7) 社会保険	5
7	住宅の貸与	6
8	活動に使用する車両	6
9	活動に必要な経費	7
10	任期後の定住に向けた準備	7
11	その他	7
12	問合せ先	7

1 募集部門・募集人数

募 集 部 門	特産品開発推進部門 特産品開発推進・販売促進業務
募 集 人 数	1名

2 募集期間・採用時期

募 集 期 間	令和8年3月26日(木)～決定次第終了
採 用 時 期	令和8年4月1日以降 ※採用日応相談

3 主な任務の内容

(1) 特産品開発推進のための活動

三笠産食材を使用した特産品の開発促進	<ul style="list-style-type: none"> ・三笠産の農産物や加工品などの食材を使用したスイーツや料理のレシピ開発 ・三笠産食材の種類や特性、加工方法等の調査研究 ・トレンドリサーチ、マーケットリサーチ ・特産品の製造及び OEM 製造業者の開拓 ・特産品販売業者の開拓
ふるさと納税返礼品の開発促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税返礼品の新規開発 ・ふるさと納税返礼品となり得る地元産品の発掘-
特産品 PR・販売促進	既存の特産品や新商品の PR 及び販売促進

(2) 食関連事業者支援のための活動

商品・メニュー開発支援	市内事業者や起業を目指す者から寄せられる商品開発の相談対応・開発支援
-------------	------------------------------------

(3) 任期後の定住に向けた準備

※任務内容は、本人と事前に協議した上で、変更、追加する場合があります。

4 募集対象

活動期間終了後、就業又は起業をして三笠市に定住する意欲がある方であって、次に掲げるすべてに当てはまる方

住 所 要 件	<p>三大都市圏の都市地域又は地方都市（条件不利地域を除く）にお住まいの方（住民票を有する方）で、採用後三笠市に住民票と生活拠点を移すことができる方</p> <p>※採用決定前に住民票を移動した場合、対象となりません。</p> <p>※応募を目的として居住実態がないのに住民票のみを移動した場合、対象となりません。</p>
学 歴	学校教育法に基づく高等学校を卒業した方（高卒以上）

免許・技能等	<ul style="list-style-type: none"> ・製菓業務、調理業務に従事経験があり、知識や技術を有している方（製菓衛生士又は調理師の資格を有しているとなおよい） ・普通自動車免許を有しており、日常の運転に支障のない方 ・パソコン（ワード、エクセル、インターネット）の基本的な操作ができる方
欠 格 条 項	地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当しない方

5 応募・選考・採用までの流れ

(1) 応募

応 募 書 類	履歴書 1 部 ※用紙はホームページからダウンロードし、印刷してください。 ※必要事項を記入し、必ず写真を貼付けて提出してください。	
応 募 方 法	メールの場合	E-mail:teijyuuk@city.mikasa.hokkaido.jp ※件名を「地域おこし協力隊履歴書提出」として送信してください。
	郵 送 の 場 合	〒068-2192 北海道三笠市幸町 2 番地 三笠市役所 企画調整課 定住対策係 ※「地域おこし協力隊履歴書在中」と封筒に記入してください。
そ の 他	履歴書の到着の連絡はいたしませんので、確認したい場合はお電話ください。	

(2) 選考

事 前 審 査	募集対象要件に該当しているか、応募書類に不備がないかなどを審査し、受理・不受理を決定します。	
	受 理 の 場 合	第一次選考に進みます。
	不 受 理 の 場 合	電話又はメールで通知し、郵送された応募書類を返却します。
第 一 次 選 考	応募書類が受理された応募者を対象に、書類選考を行います。	
選 考 結 果 通 知	選 考 通 過 の 場 合	担当者から電話又はメールで通知し、第二次選考日場（面接日）を調整の上、文書で通知します。
	選 考 不 通 過 の 場 合	文書で通知します。
第 二 次 選 考	第一次選考の通過者を対象に、面接を行います。	
	現 地 面 接 の 場 合	選考結果通知の文書に記載された日時に、指定された場所にお越しください。（面接のために必要となる交通費等は自己負担となります。）面接時間は 1 時間程

		度です。
	WEB面接の場合	面接日の前日までに面接用のZoomのURL等をメールでお知らせします。選考結果通知の文書に記載された日時の5分前までにログインしてください。面接時間は1時間程度です。
選考結果通知		通知までの期間の目安は、面接日から3週間程度です。
	合格の場合	文書で通知します。合格の通知とともに、採用希望有無の確認の確認書類を送付します。
	不合格の場合	文書で通知します。
採用希望有無確認・採用日決定	採用を希望する場合	合格の通知とともに送付する採用希望有無の回答書に、採用を希望することと、活動開始可能日を記入し返送してください。回答書の受理後、活動開始日を相談の上で決定します。
	採用を希望しない場合	合格の通知とともに送付する採用希望有無の回答書に、採用を希望しないことと、その理由を記入し、返送してください。
採用確定通知		任用決定通知を文書で通知します。

(3) 採用

採用前手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅貸与手続き ・委託契約関係手続き
着任式	採用日には着任式を行い、委嘱状を交付します。その後、活動条件や任務の内容などについて説明があります。

6 活動条件等

(1) 委嘱・雇用関係・委託期間

委 嘱	地域おこし協力隊として委嘱状を交付します。
雇 用 関 係	委託契約を締結し、三笠市との雇用関係はありません
委 託 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・年度ごとの委託契約となります。 ・委託契約の更新は、本人の意向と活動評価結果などを総合的に判断し、可否を決定します。 ・最大委託期間は、採用日から通算して3年間となります。(制度上可能な最大期間であり、3年間の委託契約が約束されたものではありません。) <p>(例) R8.6.1 に採用され、最大3年間委託契約を締結する場合</p> <p>任用初年度 R8.6.1～R9.3.31</p> <p>任期更新① R9.4.1～R10.3.31</p> <p>任用更新② R10.4.1～R11.3.31</p> <p>任用更新③ R11.4.1～R11.5.31</p>

(2) 担当部署・活動拠点

担 当 部 署	商工観光課 特産品開発推進係
活 動 拠 点	市役所 商工観光課 特産品開発推進係 事務室及び三笠観光協会内 ※任務にあたり三笠市外で活動する必要がある場合には、あらかじめ市の承認を受ける必要があります。

(3) 活動できない期間

活 動 で き な い 期 間	疾病、怪我、天災その他やむを得ない理由により活動できない期間が相当日数発生するときは、委託契約の内容を変更することがありますので、事前に相談してください。
-----------------	---

(4) 委託料

委 託 料	(定額分) 月額 306,600 円 (その他) 活動内容に応じて活動費相当額が支払われます。 ※定額分について、車両を有していない場合は借上料相当額の月額 30,000 円 (項目 8 参照) は支払われません。 ※年度途中で採用・退任等した場合、支払額が変更となる場合があります。
-------	---

(5) 退任・契約解除

退 任	<ul style="list-style-type: none">・委託期間が満了した場合には退任となります。・委託期間が満了する前に退任したい場合は、退任希望日の 30 日前までに退任願を所属長に提出してください。
契 約 解 除	次に該当する場合、契約を解除することがあります。 <ul style="list-style-type: none">・正当な理由なしに着手時期を過ぎても任務に着手しないとき・契約内容に違反したとき・地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当するとき・三笠市への市税等に滞納があるとき・三笠市暴力団排除条例に違反したとき・心身の状況等から、隊員の任務を遂行することが困難と認められるとき・隊員としてその職の信用を傷つけ、又は三笠市の不名誉となるような行為に及んだとき・地方公務員法第 36 条の規定に違反したとき

(6) 活動規律・兼業

活 動 規 律	<ul style="list-style-type: none">・政治的中立性の保持に努める必要があります、地方公務員法第 36 条の規定を順守する必要があります。・任務に関して知り得た秘密は、委託期間中、委託期間後も他に漏らしてはいけません。
兼 業	兼業は、任務に支障のない範囲で行うことができます。その場合は、事前にご相談ください。

(7) 社会保険

健康保険	個人で国民健康保険に加入してください。
年金保険	個人で国民年金に加入してください。
雇用保険	雇用保険の加入なし。

7 住宅の貸与

住宅貸与	市内の賃貸住宅を市が借り上げ、本人に貸与します。
物件選定	市内の賃貸住宅の空室の中から、隊員の意向や活動拠点への距離などを勘案し、市が指定します。
賃料等	敷金・礼金・賃料・共益費（管理費）などは市が負担します。
保険	火災保険（家財保険）など必要な保険は本人負担となります。
同居人	原則、入居者は隊員に限ります。事前申出により、配偶者や子など親族等の同居を認める場合があります。
駐車場	<ul style="list-style-type: none">・市が負担する駐車場代は、活動のために使用する車両 1 台分のみです。・2 台目以降は本人が個別に契約し、料金は本人負担となります。
ペット	<ul style="list-style-type: none">・ペット可の物件に空室があった場合に限り可とします。・ペット礼金等、ペットの入居に係る費用は本人負担となります。
生活費	家具家電の購入費、食費、日用品費、光熱水費、電話回線使用料、インターネット接続費用などは本人負担となります。
引越	<ul style="list-style-type: none">・引越費用は本人負担となります。・入居可能日は物件によりますが、採用日の数日前から入居可能となることが多いです。
入居物件変更	委託期間中の入居物件の変更は原則行いません。隊員活動や退任後の定住のために有益な理由がある場合、又は家主から退去を求められた、建物の故障等などのやむを得ない理由がある場合で、市が必要と認めた場合には、変更することがあります。
その他	<ul style="list-style-type: none">・退任後も引き続き同一の住宅に入居を希望する場合、市と家主との賃貸借契約を終了し、新たに本人が契約することで、入居を継続できる場合があります。その際には改めて敷金・礼金を求められる場合があります。・市が貸与する住宅に入居せず、ご自身で選んだ住宅に入居する場合、費用はすべて本人負担となります。

8 活動に使用する車両

活動用車両	活動に必要な車両については隊員が用意するものとします。
借上料	借上料相当額として月額 30,000 円を委託料（定額分）に含めて支払います。 ※年度途中で採用・退任した場合、日割り計算となります。
台数	1 台
保険	自賠責保険及び任意保険（対人無制限、対物 500 万円以上及び無免責の保険であり、任務中の事故に適用される保険）に加入していただく必要があります。
燃料費	予算の範囲内で、委託料に含めて支払います。

9 活動に必要な経費

予算の範囲内で、委託料に含めて支払います。

10 任期後の定住に向けた準備について

部門ごとに設定された任務のほかに、退任後の定住に向けた準備を進めていただくこととなります。市では、必要に応じて本人と面談を行いながら、セミナー受講、求人情報の紹介、補助金制度の紹介など、必要な支援を行います。

11 その他

取材等	市のホームページ、広報誌、SNS などの広報媒体への写真・記事の掲載のほか、テレビ、新聞、雑誌などの取材に応じていただく場合があります。
地域活動	町内会への加入、地域行事への参加など、積極的な協力をお願いします。
著作権等	活動上で生じた著作権等の権利は三笠市に移転していただきます。ただし、三笠市の書面による承諾を受けた場合はこの限りではありません。

12 問合せ先

部署名	三笠市 企画財政部 企画調整課 定住対策係（2 階 23 番窓口）
開庁時間	平日 8 時 30 分～17 時 00 分
所在地	〒068-2192 北海道三笠市幸町 2 番地 三笠市役所
電話番号	01267-2-3182（ダイヤルイン）
FAX 番号	01267-2-7880（代表）
メールアドレス	teijyuuk@city.mikasa.hokkaido.jp

